

(仮称)利根町自治基本条例 参加, 協働について

○参加について

ワークショップの意見	項 目	条 文
<ul style="list-style-type: none"> ・町民が町に対して意見を述べられる場 ・審議会だけが市民参加ではない ・町を構成しているイベントへの参加 	参加の「場」	町は、町民のまちづくりへの参加について、多様な機会の提供に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・政策の立案, 実施, 評価までの過程において, 町民が意見を述べる ・評価への関り 	政策形成 評価	町は、政策立案, 施策の実施及び評価等の過程において, 町民の参加を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・町民の意見を反映させる 	意見の反映	町は、町民の意見の適切な反映に努めます。

○協働について

ワークショップの意見	項目	条文
<ul style="list-style-type: none"> ・対等な立場 ・自立化 	対等な立場	<p>町は、町民と町が対等であると認識し、協働に取り組みます。</p> <p>町民は、町民と町が対等であることを認識し、協働にあたっては、自主的及び自立した活動に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自主性を尊重 	自主性の尊重	<p>町は、町民との協働にあたっては、町民の自主性を尊重するものとします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの意見を聞く ・互いに尊重する ・信頼関係 	互いの尊重 信頼関係	<p>町民及び町は、協働にあたっては、互いに尊重し、相互の理解に努めるとともに、信頼関係の構築に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題、町の課題の解決 	地域課題の解決	<p>町民及び町は、協働して地域課題の解決を図ります。</p>